

東京都児童福祉審議会 第7回専門部会（社会的養護について）

議事録

1 日時 平成26年7月29日（火） 19時00分～20時56分

2 場所 第二本庁舎 31階 特別会議室22

3 次第

（開会）

1 議事

（1）児童福祉審議会 提言について

（2）都道府県推進計画について

2 今後の予定等

（閉会）

4 出席委員

柏女副部会長、青葉委員、今田委員、大竹委員、大町委員、木村委員、武藤委員、  
横堀委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第6回専門部会 論点整理

資料3 社会的養護の下に育つ子供たちへの支援のあり方について（仮題）

資料4 都道府県推進計画について

その他 参考資料

東京都児童福祉審議会 第7回専門部会（社会的養護について）  
（平成26年7月29日開催）

開 会

午後7時00分

○栗原育成支援課長 それでは、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、事務局を務めます育成支援課長の栗原でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

はじめに、委員の出欠状況でございますが、加藤委員、松原委員、網野委員から、本日は所用により欠席とのご連絡をいただいております。

また、大町委員、木村委員が若干遅れていらっしゃるようでございますが、そのほかの委員の皆様にはご出席いただき、定足数に達していることをご報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第6回専門部会 論点整理

資料3 社会的養護の下に育つ子供たちへの支援のあり方について（仮題）

資料4 都道府県推進計画について

でございます。

また、これまでの部会資料一式といたしまして、参考資料、クリアファイルに入っているものでございますが、を置かせていただいております。

なお、参考資料につきましては、毎回、事務局で机前にご用意いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

本日の審議会は、公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

ここで、審議に入る前に、7月16日付で異動がありました行政側の職員をご紹介します。

まず、少子社会対策部長、手島でございます。

○手島少子社会対策部長 手島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原育成支援課長 事業推進担当部長、松山でございます。

○松山事業推進担当部長 松山です。よろしくお願いいたします。

○栗原育成支援課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は、柏女副部長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柏女副部長 それでは、皆さん、こんばんは。

今日は部会長が欠席ということで、またオブザーバーであります網野会長も欠席ということで、私が副部長ですけれども、私のほうで進行をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第7回の専門部会を開催させていただきたいと思います。これは、これまで一通り議論をして、そして今回から、いわば提言書に向けての議論という形になります。今日は、いわばこれまで第1回から第6回まで進めてきたものを、一度おさらいをします。そして、その中で、もっとこういう視点も必要なんじゃないか、あるいは、この点が抜けているんじゃないか、そうしたことをご指摘いただきまして、提言書の案を事務局のほうで執筆をしていただくための、いわば目次づくりといいましょうか。そうしたところが、今日のメインのテーマになるかと思っておりますので、抜けているところ、この辺の思いをもうちょっと入れなきゃだめじゃないかとか、この辺が抜けているんじゃないか、といったようなことを、ぜひたくさん出していただけるとありがたいな、というふうに思います。

また、報告書の提言の名称も、できれば検討をしたい、というふうに思っておりますので、今日は仮の題として挙げていただいておりますので、それらについても、ご意見を頂戴できればというふうに思っています。

それでは、審議に入っていきたいと思っております。まずは、前回の審議の振り返りのほうを、事務局のほうから、よろしくお願いいたします。

○栗原育成支援課長 それでは、資料2をご覧くださいと思います。前回、第6回の専門部会の論点整理でございます。

第6回は、大きく2点について、テーマとしてご審議いただいたところでございます。1つが、「家庭復帰等について」ということでございます。大きく2つに分けておりますが、まず「家庭復帰について」でございますけれども、この家庭復帰については、3つの次元を念頭に考えていく必要があるのではないか、ということでもございました。

1つが、文字どおりの家庭復帰。2つが、子供の心の中での家族再統合、そういった意味での家庭復帰。そして3点目が、実際に帰れない子供に家庭養護を経験してもらう。そうした次元で考えていく必要があるのではないか、というご指摘でもございました。それから、親支援というものを充実していかないと、家庭復帰は難しい、というようなお話もいただいたところでございます。

また、児童養護施設につきましては、入所率が高く重篤なケースが多く、入所する傾向があると。ですので、重篤になる前に、いろいろな施設で支援をされることも必要であると。

乳児院においても、家庭復帰の件数は、東京都だけではなく全国的に減少傾向にあるんだと。ここをいかに高めていくかが課題である。特に年齢が大きくなれば、病虚弱の率も高くなるなど、家庭復帰も難しくなっている、というようなお話でございました。

ちなみに、ちょっとこの論点整理の一番下のところでございますが、乳児院の運営指針、こちらにもやはり同じように、ご指摘いただいたようなことが書かれてございましたので、参考に掲載させていただいております。

それから、家庭復帰計画の進行管理や、達成状況の検証、こうしたことも必要ではないかというようなお話をいただいております。また、施設、児相、関係機関とのコミュニケーションであるとか、家庭復帰後に親が安心して地域で相談支援を受けられるように、今、家庭復帰前の連絡会議のあり方などについても検討、工夫ができるのではないかと、そういったご意見でございました。

それから2点目、母子生活支援施設でございますけども、こちらについても、家庭復帰ということを見据えての母子生活支援施設の利用ということで、かなり利用の方法がある、ということや、虐待を深刻化させないための利用もできると。ただ、都道府県の措置ではない、区市町村の利用ということもあるので、こうした区市町村の意識も含めてですけども、課題を整理した上で利用に行く方法について検討すべきではないか、というような意見でございました。

大きな2点目、「一時保護（委託）等について」でございますが、まず、この一時保護については、先ほどの家庭復帰のところでも同様かもしれませんが、重篤なケースになる前の介入というようなことも必要だ、ということや、やはり行動観察ということが、その後のアセスメントにつながってくるので、一時保護所の役割というのは非常に重要であるということ。あるいは、児童養護施設での一時保護委託も検討する必要があるんだけど、これには十分な時間が必要である、というようなお話がございました。

あるいは、子供の意向を重視できるような一時保護委託ということも考える必要があるのではないかと、ということでございました。

乳児院については、やはり生命につながるようなことでございますので、情報が限られているということについて、非常に現場で神経を使っている、というようなお話がございました。

それから2点目。外部評価について、でございますけども、この外部評価については、一時保護所については、一定の秘密性ということは大切ではあるが、説明責任を担保していく必要もあると。外部評価は、ぜひ実施していくべきではないか、外部評価には子供の意見表明ということも必要で、その面も考えていかなければいけない、こうしたお話があったと思います。

以上でございます。

○柏女副部長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何かご意見とかご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、こうした論点整理にまとめていただいたということで、これも今後の議論に生かしていただければと思います。

それでは、議事の1に入っていきたいと思います。「児童福祉審議会の提言について」に入りたいと思います。この部会では、先ほど申し上げましたとおり、昨年6月から議論を進めてきましたけれども、今日は事務局のほうから、これまでの部会での議論を踏まえた提言案の概要、これを整理していただきましたので、それに基づいて審議をしていきたい、というふうに思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○栗原育成支援課長 それでは、資料3をご覧くださいと思います。

これまでの議論の中で整理をさせていただいております。大きく柱といたしましては、5つのところで、カテゴリー別に分けてございます。1つ目が「生活環境の保障」。いわゆる、必要な子供たちの量の問題になるかと思えます。(2)、2つ目が「施設・支援者の質の向上」。まさしく質の問題でございます。3点目が「家庭復帰に向けた関係機関との連携した取組」。4点目が「施設退所後の継続した自立生活に対する支援」。最後、5点目が「社会的養護を必要な子供の適切な一時保護」。大きく、この5点を柱にしたところでございます。

それぞれの現状、課題、それから、これまでのお話を受けての提言の案の内容でございます。まず、(1)のところは、入所率については、児童養護施設、乳児院とも高い率で推移をしてきていると。一方で家庭的養護の割合はまだ31%という状況でございます。ただし、児童養護施設の小規模化というのは、全国に比べてもかなり進んでいるのが現状でございます。

課題といたしましては、約半数の区市町村において、いわゆる施設がないというような地域がございます。それから、養育里親、里親の登録家庭数もまだまだ少ない、伸び悩んでいるということと、これから家庭養護の中心になってくると思われるファミリーホームについては、社会福祉法人によるファミリーホームの開設が、今のところゼロというような状況でございます。

それを受けての提言でございますが、まず(1)「社会的養護を必要とする子供の生活の場の確保」ということで、ニーズの需要の確保をしっかりとしていく。併せて、施設の小規模ケア化、グループホームの整備。そして●(黒丸)は、一応、重点事項というふうに仮に押さえておりますが、施設不所在地における家庭、あるいは家庭的養護の整備ということでございます。

2点目が「家庭的な環境での養育の推進」ということで、文字どおり、これは里親、ファミリーホームの委託を推進していくんだということで、認知度を上げていく。あるいは現在、制度の違うフレンドホームを利用しやすくして登録家庭数を増やしていく。支援の強化。これは、委託が難しい、継続が難しい事例を検証していくということであ

るとか、児童本人、それから支援者に対する理解を深めていくということでございます。併せて、ファミリーホームの設置促進というところでございます。

それから2点目、質の向上でございますが、こちらは、情緒的・行動的に支援の難しい子供が増えているという中で、措置児童が行った施設で養育等の差が出ないような、そういったことが必要だろうというのが課題でございます。

それを受けての提言でございますが、まず1点目が「専門的な支援の充実」ということで、すべての児童養護施設、乳児院において、専門的な養育機能を強化していく。2点目が「人材育成の定着支援の強化」ということで、計画的な人材育成であるとか、あるいは施設における養育力の水準保障あるいは研修にしっかり出るといようなこと、こうした取組について、都としてもしっかりとバックアップをしていくといようなことでございます。

3点目、「家庭復帰に向けた関係機関との連携した取組」については、この課題としましては、やはり親支援というのが非常に重要だということが、議論であったかと思えます。

こうしたことを受けて、提言内容の案といたしましては「家族の再統合に向けた支援」ということで、親支援や関係者との連携をより充実するための、児童相談所の体制の強化ということが考えられるのではないかということや、今、治療指導課で行っている親支援のプログラム、こうしたものを一層充実、活用していく。それから、関係者間での十分な情報共有というところでございます。それから2点目が「母子生活支援施設の活用」ということで、地域での子育て支援であるとか虐待防止の機能を持っている、こうした母子生活支援施設について、社会的養護の大事な施設として位置づけをしていくというところでございます。

4点目が「施設退所後の継続した自立生活に対する支援」ということでございますが、こちらの大きな課題といたしましては、やはり社会的養護の子供は、経済的あるいは精神的なところで不安定な状況に置かれることが多いということから、提言案といたしましては、1点目が「自立した生活を継続的に送れるための支援」ということで、児童養護施設に自立支援コーディネーターをすべてのところに配置をする、あるいは生い立ちの整理ということも非常に大事だということは、当事者の方からお話があったところがございます。それとともに、アフターケアを充実させるために、施設において、こうした自立支援のための機能整備に関する取組をしていただき、それを東京都がしっかりと支援していくということ。2点目が「自立援助ホームの一層の活用」ということで、ジョブ・トレーナーの全自立援助ホームでの配置ということでございます。

最後に「社会的養護を必要な子供の適切な一時保護」というところでは、虐待の相談件数増とともに、保護件数、それから保護の日数も増えているということがございますので、提言内容の案といたしましては、1点目が「一時保護所における支援の強化」ということで、外部評価を導入するということ。それから、児童の施設不調というものを

未然に防止するための治療指導課との一層の連携ということ。最後、2点目といたしましては、やはり「地域の子育て支援の充実」ということで、区市町村、地域におけるショートステイの一層の活用によって、子育てという意味での支援を充実していくと、こうした議論があったかというふうに思って、まとめたところでございます。

説明は以上です。

○柏女副部長 ありがとうございます。

それでは、この中身について、今までのところを、一通り議論をまとめていただいて、現状、それから課題、そして提言という、この3点セットにまとめていただきました。これについて、提言案についてご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

1番からでもいいんですが、どこからでも入っていけるようにしたいと思います。これ以外のこともあるかと思いますが、どこからでも結構です。そうですね、もう一つの議題で30分ほどかかりますから、8時半までこの問題をやるとすれば、あと70分ぐらいは議論できるかと思いますが、どこからでもお願いしたいと思います。

では、大町委員、お願いします。

○大町委員 大町です。

私は、母子生活支援施設に所属しております。国の「社会的養護の課題と将来像」の中では、母子生活支援施設も、児童養護施設や乳児院と同じような社会的養護の施設としての位置づけをしていただいています。資料では、3番目の「家庭復帰に向けた関係機関との連携した取組」というところで初めて母子生活支援施設が出てくるので、東京都では、母子生活支援施設は関係機関という位置づけになっているのでしょうか。これは、国と同じように社会的養護を担う施設という考え方をしていない、ということなのでしょうか。

○柏女副部長 今回の点について、ご質問について、ご意見あったらお願いします。

○栗原育成支援課長 母子生活支援施設も、大事な社会的養護の施設でございます。関係機関との連携というよりは、ここはもう単独で母子生活支援施設を、社会的養護の施設としてどう活用するのかというのが、一つ大きな提言の中でのポイントになってくるのかな、というふうに考えているところでございます。

○柏女副部長 よろしいですか。その上で。

○大町委員 議論を蒸し返すことになって、すみませんが、母子生活支援施設も児童福祉法の中に定められた施設であって、子どもの最善の利益を考える、そのために支援をする施設であると考えています。3番目の関係機関というところから始まるのではなく、児童養護施設や乳児院と同じように1番目の「生活環境の保障」ということから、母子生活支援施設も児童養護施設や乳児院などと同じような位置づけで考えていただけるとありがたいと思います。

○柏女副部長 3番のところは、「関係機関との連携した取組」の中の関係機関を母子生活支援施設と捉えているわけではないということが、今の事務局の説明でして、

つまり社会的養護を考えていく上で、母子生活支援施設をもっと幅広く、今のような活動だけではなくて、もっと幅広く社会資源として活用していくことができるんじゃないか、そういう意味で、そのためには、いろんな関係機関とどんなふうに取り結んでいったらいいのか、という文脈だと思うので、母子生活支援施設そのものをこの「関係機関」というふうに位置づけているわけではないと思います。そういう議論はしてこなかったというふうには思っています。なので、2番の(2)のところで、母子生活支援施設を更に社会的養護の一つの社会資源として充実させていくためには、どういう関係機関とつながっていったらいいのか、という視点でご意見をいただければいいかと思いますが、よろしいでしょうか。

○大町委員 はい。

○柏女副部長 ほかはいかがでしょう。

では、武藤さん、お願いします。

○武藤委員 まず、質問のほうからいきます。資料3の提言の内容ということで(1)のところの(2)の「家庭的な環境での養育の推進」というところがあるんですけど、その・の2番目に「支援の強化(委託継続困難事例の減少)」というので、先ほどちょっと説明していただいたんですけど、この中身について、もうちょっと説明していただかないと、ちょっと理解できない。私だけかもしれないんですけども、ちょっと説明をいただきたいと思うことと、もう一点、その下の「人材育成定着支援の強化」のところに、「ポートフォリオ」ってあるんですけど、これ、一般的にこういう言葉を使うんですかね。なるべく皆さんが分かりやすい言葉のほうがいいと思うので。一般的に使うのであればいいんですけど、ちょっと調べてみると、いろんな解釈の仕方があるみたいなので、そこについて、ちょっと文言の使い方だとかを含めて説明をお願いしたいと思います。

○柏女副部長 では、その2点をお願いしたいと思います。

○栗原育成支援課長 すいません。まず、「委託継続困難事例の減少」というところですけども、これは実は専門部会の中では、「里親の不調」というような表現でお話があったかと思います。ただ、「不調」という定義といますか、そういったものがはっきりしていないので、すみません、言葉が足りなくて申し訳なかったですが、里親の委託が継続が困難な事例と、そういう意味で、「委託継続困難事例」ということです。「里親」がその前に付かないといけなかったところだと思います。

それから2点目の「ポートフォリオの活用」についても、これは専門部会で委員の先生から「ポートフォリオ」ということでご紹介があったものですので、そのまま表現としては使わせていただいておりますけども、もし「ポートフォリオ」という言葉ではなくて、ということであれば、それはそういった表現に直すのも可能ではございます。

以上でございます。

○柏女副部長 大学教育等では、通常用語なんですけれども、やはり福祉界ではあま

り定着している用語ではないので、少し用語については考えていったほうがいい。恐らく大学の教員のほうから意見があったんじゃないかというふうに思います。表現ぶりは、これは工夫をしたいと思います。つまり、一人一人の学生さんに対してつくっていくんです。学生の、いわば学びの履歴みたいなものを「これを勉強した」「この次はこれが課題だ」とか、そういうものを見ながら、学生もそれを確認できるようにし、それから教員もそれを確認しながら「次はこれだね」「これを頑張んなきゃだめだね」というようなアドバイスをしたり、そういうふうにしていく様式のことを言ってるんですけども、これはちょっと、用語を考えたい、というふうに思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、今田さん、お願いします。

○今田委員 今田でございます。

質問というか意見というか、そういう形で、ちょっと聞き流していただいて結構なんですけども、(1)「生活環境の保障」のところで、小規模化というのは、ずっと言われてて、全乳協でも平成16年でしたでしょうか、厚労省のほうに、その旨、乳児院自体の努力目標としてお伝えした。それにまた向かって努力しているところなんですけど、その時点で一部、全国的にも東京都においても小規模化がなされて、非常に円滑にかつ効果的に進んでる、ということは話は聞いています。ただ、すべてがうまくいってるわけではなくて、乳児院本来の、といいますか、一時保護機能を全体的に担っている、一時保護所を経由してこないのが原則でありますので、そういった場合に、一時保護の子供たちを、その小規模化の中でどう捉えていくか、ということが非常に問題になっています。今の厚労省の目指すところの数字では、とてもやっていけない、というのが現実でありますので、どうでしょう、東京都の中で我々はずっと主張しているのは、少なくとも小規模化がなった場合には、一対一でなければ、特に0歳は、0、1は、一対一でなければとてもできないというのが、今やっているところでの一つの評価、ということになっているかと思います。

それから同時に、第2番目の「施設・支援者の質の向上」ということとつながってくるわけですが、前にもお話ししましたように、乳児院では、東京都は特にその傾向が強い、と申し上げていいかと思うんですが、被虐待と、それから病虚弱児を合わせると、50パーセントをはるかに超えているような入所の内容でありますので、そういった場合に、小規模化そのものがどのようにはまり込んでいくのかというようなこと。急変とか、あるいは具合の悪い感染症といったようなことになってきますと、なかなか小規模化の枠組みの中だけで収まりきれないだろう、といったことがどうしても考えられますので、そのところもぜひ努力目標といいますか、提言の中に強く入れていただければ非常にありがたいな、というのが現実でございます。

以上でございます。

○柏女副部長 ありがとうございます。

何かありますか。

○栗原育成支援課長 施設の小規模化については、特に乳児院さんについては、何度か議論が出ていたように、ここでは、すいません、「施設の小規模化」というその一言しか書いてございませんけども、スケールメリットを生かした、そうした取組も大事だというところは、これまでの議論で出てきているところでございますので、そこは大切にしていきたい、というふうに思っております。

○柏女副部長 それぞれの施設の特異性あるいは入所児童の特性等も踏まえながら、目標数値を立てていくということになるかと思えます。

ほか、どうぞ、どんどん。

では、青葉委員、お願いします。

○青葉委員 2番の人材育成のところ、ちょっと分からないというか、教えていただきたいと思えます。ここで言う人材育成というのは、例えば里親なんかは対象になる、イメージしてるんでしょうかね。私はもう里親も、いわゆる職員の人材育成と同レベルで、もちろん水準は違うんですけども同じ範疇で里親育成、定着というのを捉えるのも一つの方法かなと思っております。私個人としては、そうしていただきたいと思っております。

それともう一つは、この人材育成のところ、実はちょっと事例を話しますと、2週間か3週間前に、45歳の女の人が、新宿で、あるトラブルに巻き込まれて、助けを求めた話がありました。そのときに、25年前にお付き合いしてた指導員だった人がいまして、その人はもう施設長になられているんですけども、その人のところに助けを求めた、という事実があります。ですから、我々の社会的養護の世界は、1年とか2年のスパンではなくて、45歳になっても飛び込めるような人間関係がつかれるとありがたいし、今回もできてたわけです。そういう人材育成を、ぜひ目がけていただきたいし、我々も望みたいと思っております。警察から里親のところに電話が入ったんですが、里親も80を超えてまして、その娘さんが電話口に出ていただいて、25年前の先生に助けを求めた、というスタイルになっておりますので、この関係はぜひ続くようにしていただければと思っております。

長くなって申し訳ないんですが、一つだけ苦言というか心残りは、この10年間、新しい制度になって、里親支援のために残っていただいている方が、ほとんどいなかったという事実です。このまま支援システムとして制度に関して何もしないで過ぎると、これから先10年も、また残っていただける方がいなくなってしまうということで、ぜひ人材を幅広く育成するのも一つと考えます。やはり腹を決めて残っていただける方もつかれるような、そういう人材育成をぜひ、私たちも目がけたいと思えますので、ここで何かヒントをいただければと思っております。

以上です。

○柏女副部長 ありがとうございます。

人材育成、当然、これは施設だけではなくて、里親さんたちのいわば資質の向上というんでしょうか、そうしたことも念頭に置いた研修計画を立てていくということが、とても大事ななというふうに思います。各施設ごとに、もしも研修計画を立てていくとすれば、今度は里親さんは、どのようなところが、それを取りまとめてやっていくのか、それは議論になるところだと思いますけども、里親さんたちが自分の学びを深めていけるような支援を行っていくということも、しっかりと書き込んでいくことが大事かなと思います。

あと、青葉委員の発言に関連してなんですけれども、4番の「施設における退所児童の自立のための機能整備及び都による取組支援」というところですけど、いわば実家の支援、実家的な機能の支援ということだろうと思うんですが、今の話も、まさにそういうことなんでしょうと思いますね。

そういう取組に対して、何か行政的にサポートができないだろうかという思いは、知恵があるわけではないんですけども、施設の場合は、そういう施設を例えば建てた場合の、施設整備の補助にするというようなご意見、事務局のほうからお話がありましたけれども、里親さんでもそんなようなことが何かできないだろうか、という思いを、強く今、青葉委員のお話も聞きながら「そうだよな」ということを思いました。何か良い知恵があったら、委員の方々でも、「こんな例があるよ」といったものを、出していただき、都のほうで実現もしていただければな、というふうに思っております。

ほかはいかがでしょう。まだまだ時間がございますので、一人、まだ7、8分はしゃべれます。

では、横堀さん、お願いします。

○横堀委員 ありがとうございます。

お聞きしたいことと、それから意見とがあるんですけども、まず一つは、ちょうど今、里親さんの話になりましたので、(2)の辺りに関しての意見です。

今、柏女先生がおっしゃいました、里親さんのところに、実家機能というような形で措置解除後も帰りながら、何とかその後をつないでいく、というような姿は、本当に私も聞いて、家庭養護の一つの良いところだな、というふうに思っているんですけども、もう一方では、やはりそれは過剰な負担になっていくようなケースもあって、例えば措置解除後しばらく経ってから里子が戻ってきて、児童相談所としても、手が離れている後に戻ってきて、新たに里親さんのところに助けを求めてきて、ずっとそこから離れられないでいる発達障害のお子さんの話とか、いろいろ聞くことがありまして。そうすると、過剰な期待をしてしまうことで、里親さんもまいってしまうというようなことが、どうもあるようなんですけども、その辺り、児童相談所のアフターケアの範疇で関わっていただければいいんですけども、場合によっては「もう18歳を超えていますので」ということで、線引きをされてしまうというようなことがありますと、もう少し何か、そういうバックアップができないのかな、というふうに思うことがあります。ちょ

っと検討する課題ではないか、というふうに従来感じておりましたので、それをお伝えしたいと思います。

もう一つは、私自身も里親認定部会にお世話になっているんですけども、本当に里親さんというのは、適、不適ではないなというふうに思って。やはり先ほど青葉委員がおっしゃいましたように、里親さんを育てていくということがないと、この「不調」という言葉では言わないですけども、委託継続困難事例の減少ということはないんじゃないかな、というふうに思っています。

それで、私自身も里親支援機関事業のほうに、少し携わらせていただいていることは、里親さんの担当の福祉司なども異動されたり、それから担当者も変更になったりという中で、ケースの見立てを、次の方にどういうふうにつないでいくかという、本当に細やかなケースワークの流れが、実は非常に重要な支援のポイントではないかな、というふうに思いますので、前回、私はお休みさせていただいた第6回のときにも、児童相談所の体制を強化しています、というご報告をいただいているようなんですけども、その辺を併せて、やはり質的に議論していくことが大事な、というふうに思います。

それから、一つ伺いたいことは、「自立援助ホームの活用」と上のところにあります。

(4)のところなんですけれども、「施設における退所児童の自立のための機能整備及び都による取組支援」のところ、「生活する場の提供」というふうに書いてありました。私自身が自立援助ホームのあるところの第三者委員をしまして、せっかく大学にはつながったんですけども、やはり20歳で出なければいけないので、その後、住む場所も実質失ってしまって、帰ってきたらカレーつくって待ってるよ、というバックアップもない。何とか大学に入ることは入ったんですけども続かない、というようなことが、結構、多いんですよね。ということをご報告のように伺っていると、やはり経済的な支援もできないもんかな、というふうに欲張って思うものなんですけど、「生活する場の提供」ということを、具体的に提言に盛り込むとしますと、どういうふうな形で、それを都としてはイメージしてくださってるのかを、ちょっと伺いたいと思いました。

まずは、ちょっとその辺りを出させていただきます。

- 柏女副部長 今のご質問の件について、今、都のほうの考えを願いますか。
- 栗原育成支援課長 今の児童養護施設でアフターケア棟といいますか、何か自活等をやられて、実際に施設の独自として取り組まれているようなところもあるようなんですけども、イメージとしておりますのは、これから、すべてではないですが、順次、施設の改築などが進んでまいります。そのときに一つの機能として、こうした退所した人たちが戻ってきて一緒に生活ができるような、簡単な狭い部屋なのかもしれませんが、ちょっとしたお風呂とか、それからキッチン等が備え付けられているような、そうした施設を整備した場合、現在、施設整備の対象外になっているところがございますので、そういった意味で補助ができればな、というようにございます。

それからあと、ちょっと最初に戻ってしまうんですけど、施設不在地域における家庭的

養護の整備のところも、イメージといたしましては、生活する場としては、グループホームとか、ファミリーホームを、近隣に設置するということなんですが、それだけだと、やはり施設職員の孤立感とか、疲弊感が払拭できないというところで、大きく近くに管理部門の、そういった設備を設けたいと思っている。そこに人材を派遣してフォローする、ということなんですけども、そういったところに、例えば少し自立した人たちが生活する場を提供するようなこともできるだろう、というふうに考えておりますので、幾つかのパターンはあるのかな、というふうに思っております。基本的にここで言うのは、これからつくる、改築等をする施設において、そうした設備を準備していただいて、それを都としても支援をできないかな、というところでございます。

○横堀委員 ありがとうございます。

○柏女副部長 よろしいですか。

ちょっと今、その前に横堀委員がおっしゃったことに関連してなんですけど、里親支援機関は、今、東京都ってどれくらいあるんですしたっけ。

○栗原育成支援課長 4つの事業者が、11すべての児童相談所に入っております。里親支援機関事業としては、すべての児童相談所で活動しております。

○柏女副部長 里親支援機関事業ですよ。

○栗原育成支援課長 はい。

○柏女副部長 ということは、直営でやってるわけですね、委託ではなくて。

○栗原育成支援課長 委託です。民間社会福祉法人等に事業委託して。

○柏女副部長 場所を借りてということなんですかね。児童相談所という場所を借りてと  
いうか、そこに今、一緒に住んで、それでやってると？

○栗原育成支援課長 はい。

○柏女副部長 分かりました。了解です。

では、大竹委員、お願いします。

○大竹委員 5番目のところの「社会的養護を必要な子供の適切な一時保護」というようなところで、提言のところ「一時保護所における支援の強化」ということで、外部評価云々というのはありますけれども、前回もお話ししましたように、基本となるのは、やはり一時保護所での行動観察というのが、その後の施設入所等に含めても、相当重要な意味をなしてくる。こういった中で、一時保護所は、現在、設置数が6か所で、定員が192名というようなところでは、まだまだこの一時保護所自体が数としても十分ではないんじゃないか、というふうなところで、一時保護委託というようなところでの意義もありますけども、やはり基本となるところは、一時保護所での行動観察。この中で子供たちの生活していく中で、子供のこれまでの日常生活がどうであったのかということが、そこで直接観察することもできてくると。そして、そういう期間の中で、子供たちの心の整理というようなところも、その期間でできるのではないか、ということを考えて、質的なところと、やはりまずは数的なところでは十分とは思えない、という

ふうに思いますので、そこも提言の内容の一つ加えていただくといいのではないかな、  
というような気がしています。

以上です。

- 柏女副部長 一時保護所の数の問題、定員の問題については、前回もあまり議論には  
ならなかったように思うんですけども、これは今の数ということを、どう評価してい  
らっしゃいますでしょうか。

例えば千葉県だと、125人くらいなんです、定員が。確かそのぐらいだったと記  
憶してるんですが。人口は東京の半分ですので、単純に言えば倍と。ただ、千葉県  
の場合は平均40日ですけども、40日より、もうちょっと平均の日数が多かったと思  
うんで、施設がないということもあって、一時保護所に滞留せざるを得ない、という  
ようなこともあって、足りないという状況に今なっているんですけども、東京都は、  
今の定員というのをどう評価してらっしゃるのでしょうか。

- 木村家庭支援課長 現状で言いますと、定員に対する入所人員というところが、かなり  
枠を超えている状況ですので、そういったところも踏まえて、長期的に整備のほうをど  
う考えていくか、というのを考えていかなきゃいけないのかな、というところで、今あ  
ります。

それで、今回の提言の中には、「一時保護所における支援の強化」というところで、  
「外部評価を導入するなど」ということで、「など」の中に、そういったところも入れ  
ていきたいなというような考えでおります。

- 柏女副部長 そこを「など」というのは、かなり苦しいですね。足りないという認識  
はあるわけですか、かなり超えてる、ということ言えば。

- 木村家庭支援課長 足りている、足りていないという議論を、直接的な表現でなかなか  
できないんですけども、対応していくのに、キャパの限界がそろそろあるのかな、と  
いうところは感じているところです。

- 柏女副部長 なるほど、分かりました。

いろいろ戦略的なこともあるでしょうから、これ以上あれですけど。でも、大竹委員  
の発言もぜひ踏まえた形で、報告書の提言の中に、何らかの形で少し触れられればな  
、というふうに思います。よろしく願いいたします。

では、武藤委員、お願いします。

- 武藤委員 1番の「生活環境の保障」の中に、先ほど青葉委員からも意見が出たように、  
里親の不調を減少させる、ということであれば、もっと徹底した里親支援制度の再構築  
と申しますか、それをやらないと、やっぱり現実的に必要とされる支援と制度がマッチ  
していないのではないかと思います。

先日も、里親さんの人たちと懇談会を持って、そこで出た意見で、今の児童相談所が、  
里親さんの直接的な支援をするということになってはいますが、非常に不十分だとの意見  
が出ています。里親の支援をする人や場所という、それは結構あるんですけども、もう

少し有効な里親支援のあり方という部分を考えていかないと、いけないんじゃないかなと思ってます。再構築という名前がいいのかどうか、というのはあるんですけども、里親支援のあり方の再構築ということが必要で、もうちょっと整理しながら、本当に有効な里親支援制度という部分をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかな、と思ってます。それをこの中にしっかり入れ込むといいますか、そういうことが必要だと思います。それが1点です。

もう1点は、その下の「支援者の質の向上」というところでは、次のところの議題でも出てくるんですけども、今後、東京は、家庭的養護推進計画及び都道府県推進計画等々を、5年、10年、15年という形で進めていくにあたっては、ここに書いてるように、人材というのは非常に重要なんですね。国のほうの配置基準が、改定案が出てるということであれば、東京の小規模化及び家庭的養護の今後の推進に対する人員配置の検討という部分を、この中にしっかり盛り込むべきなんじゃないかなというものが、意見として2点目です。

それから3点目は、その下に「人材確保・定着の取組」というところに、「離職防止には、施設の中で育成システムが重要」ということなんですけども、育成システム「等」ということを入れないと、これでいくと、育成システムがあればいいのか、ということになりますので。とりわけ非常に厳しい労働環境にありますので、そこに対するメンタルヘルスの対応だとか、それから、育児しながらこの仕事を続けるということであれば、泊まりの回数だとか含めて、結構大変なんですね。そういう意味からすると、職員のケアというんですかね、労働条件改善だとかも含めてですけども、様々な取組が必要ということになりますので、せめて「等」と入れて、具体的にもう少し働きやすく、やりがいの感じられるような社会的養護の職場づくりというんですかね、それを各法人と、それから東京都が一体となって、そういう取組をしていくんだということ、ぜひ進めていきたいと思って、その文言に、追加していただけるといいかなと思います。

もう1点、その下の家庭復帰のところでは、これも委員会のところで意見を出したんですけども、復帰後のプログラムだとか支援体制、それを相当やらないと、今、復帰をさせても、また不調になってしまったりするケースが非常に多くて、なかなか虐待のケースなんかを家庭復帰させるというのは、結構、容易ではないんですね。ですので、復帰後のプログラムや支援体制の充実ということ、この中に入れておくべきではないかなと思います。

もう1点は、母子生活支援施設のことは出たんですけども、母子生活支援施設は、措置から、どちらかという、今、利用契約になっていまして、私も幾つかの母子生活支援施設、10か所ぐらいは見学を行ったんですけども、やっぱり利用するからには、母子が「利用したいな」と思うような、ハード面というか生活環境というんですか、それをもっと整備しないと、施設を見に行くと、「ここじゃ、ちょっと無理かもしれない」というようなことになってしまう可能性があるんで、東京としてやるのか、全国として

やるのかは別として、やっぱりもっと利用したくなるような、ハード面の整備という部分を、これはちょっと追加になってしまうので、ちょっと検討していただきたいなという問題意識を持っていますので、よろしくお願ひします。母子生活支援施設のニーズはとても高いのに、定員が埋まらず空きが多くなっている施設が多いと聞きます。もっとみなさんが利用しやすく、利用したくなるような、そんな母子生活支援施設に、もっとハード面を含めて、転換していく必要があると思いますので、そんな問題意識を、ぜひ東京都としても持つべきなんじゃないかなと思います。

それから、ちょっと長くなってすいません。もう一点、退所後の支援なんですけども、この中には、一貫した、自立支援に向けた切れ目のない支援の確立、ということを入れていかないと、先ほど青葉委員が言ったように、出てから非常にまた苦勞をするという人たちが多いもんですから、そのアフターケアをどこまで、誰がどういう形でやるのかということについても、この委員会で、細かい検討ということまではならないんですけども、一貫して切れ目のない支援を継続的にやっていくことが必要ということ、を、ぜひ文言的には、どこかに盛り込むべきなんじゃないかなと思います。

それから最後に、一時保護所の件なんですけども、5番のほうの。これについては、何回もこの場で指摘をさせていただいたんですけども、120パーセント、130パーセント、常に定員オーバーで、一時保護所の満員状態ということであれば、一時保護所の機能は果たしてないように思います。ですので、常に10パーセント、20パーセントは空いてる、いつでも入れますよというのが、一時保護所の一時保護での役割、ということになると思いますので、徹底して、もうちょっと増やすという、一時保護所の増という部分を検討すべきではないでしょうか。検討するとなると、予算なんかも必要になってくると思いますので、増となると、なかなかそこまで言い切れるかどうか難しいかもしれないんですけども、一時保護所の増についても検討するという、この中の文言に入れられないかな、というのが提案であります。

すいません、もう1点ありました。最後の「地域の子育て支援の充実」ということで、これは1点、ショートステイの活用、ということをおっしゃるんですけども、これも何回かここで発言をさせていただきましたけども、国のほうのメニューで、児童家庭支援センターが、民間の児童養護施設や乳児院で、この15年かけてすべての施設が標準装備にしていこうということで、国が打ち出していますので、東京都は子供家庭支援センターということで、区市町村が中心になって、今、進めていますけども、それを補完、バックアップする意味から、児童家庭支援センターの機能導入をぜひ検討していただきたい、と思っています。それか、もしくは地域支援のコーディネーターをしっかりと配置するという、地域の子育て支援や、その他の諸機関との連携を十分保ちながら、児童養護施設や乳児院や、そのほか社会的養護の関係機関、関係施設がもっと地域の子育て支援に参画できやすいようなシステムをつくっていくということ、を、ぜひ提案をしたいと思っています。

いずれにしろ、仮タイトルのところで、「子供の視点に立った養育支援の実現に向けて」とかありますけど、これはもう当然やらなきゃいけないので、新たな段階を東京都は目指すんですよ、ということを出して、新たないろんな取組に、もっと前向きに着手するということを、ぜひ社会的養護の専門部会で打ち出していきたいな、と思ってますので。ちょっと言いすぎてる部分もあるかもしれないんですけども、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○柏女副部長 いずれも、とても大切な視点のご指摘をいただいたかな、というふうに思います。

特に、先程来出てきている里親支援ということについては、例えば(2)でも「施設・支援者の質の向上」とか、それから(4)の「施設退所後の継続した支援」という形になっていて、いわば施設を中心に議論をしているイメージがあって、ここは里親を必ず項目を立てていくと、それぞれのところに立てていく、という形でやったほうがいいかなと。特に(1)では、里親支援のこともしっかりと触れていくと。その具体策にすぐに結びつくことがなかったとしても、これらについての方向も、研究が必要であるといったようなところで、次のステップへの課題を提示しておくということは、とても大切なことだというふうに思いますので、それを出していただけるといいかな、というふうに思いました。

それからもう一つは、今の話で思いましたが、(3)の「家庭復帰に向けた関係機関との連携した取組」のところですけども、これはまさに(5)の地域の子育て支援が充実しない限り、家庭復帰してもすぐにまただめになっちゃうということですので、そういう意味では、地域の子育て支援の充実、つまり区市町村レベルでの取組の充実ということ、そしてそれに対して都が支援をしていくということは、(3)にもつながってくるのではないかな、というふうにも思いました。ありがとうございました。

あと、切れ目のない支援というところについては、確におっしゃるとおりで、切れ目のところがいつも出てきているというだろうと思います。特に18から20歳の間のところ、あるいは20歳を過ぎてから、次の社会資源に移っていくまでが切れちゃう、という問題は、これは深刻な問題なんだろうと思うんで、そこはしっかりと、切れ目のない支援ということもキーワードにして出していくことが大事かなと思いました。

今、テーマについての意見がありましたけど、具体的に武藤委員、この副題のところについて、ご意見ありましたか。何か良いテーマ、ありますか。

○武藤委員 いや、ちょっと考えてこなかったんですけど。もう少し次のステップというんですかね、「こういうところを目指すんだ」ということが明らかになるような表現が必要だと思います。どこまで実現できるかどうか、というのはあることはあるんですけども、めざすべき姿をもっと出していきべきだと思って、このテーマだと、私からすると物足りないかなと思ったので、まだ具体的にどういうところ、というのはないんです

けど。

○柏女副部長 今田委員、お願いします。

○今田委員 武藤委員の話ともつながってくるんですけども、家庭復帰の場合に、大きな子では、そういったリスクというのは、比較的少ないのかもしれませんが、昨年来、全国の乳児院、東京でもございましたけれども、家庭復帰後の不幸な事例というのが、後を絶たないわけで、全乳協としても、昨年でしたか、緊急アピールを厚労省宛に出したぐらい、非常に重要な課題として捉えております。ここで問題なのは、施設側がどこまで踏み込めるのか、という問題は常にあるんですけども、例えば住所が著しく短期間に変わっていく場合に、児相そのものも追い切れないといった場合、あるいは追えたとしても、各児相間の連携というのが、なかなかスムーズにいかない場合というのも、どうもあるように思います。そういう状況を乳児院にフィードバックしていただいて、乳児院が何かお役に立てるといった状況ができれば、ベストだろうと思うんですが、なかなか現実はそのようになっていない、というのが一つありますので、家庭復帰は確かに重要だと思いますし、率が下がってきていることもご指摘のとおりなんですけど、それはそのまま入所時、措置時の養育の困難さを、そのまま物語るという部分が多いんだろう、だからこそ復帰率が低くなってきているんだろうと思いますし、親の問題ももちろんございます。複合的な理由で、どんどん復帰率が低くなっているということがありますので、事は非常に複雑化してきている、というのが現実でありますので、何かここで提言を、もっと具体的な形で、インパクトのあるような形での表現がないものかな、と先ほどから考えているんですけど、なかなかアイデアが浮かばないです。少なくとも施設と児相、複数の児相との関連というのは、どうしても必要になってくるんじゃないかな、というふうに思いました。

それからもう一つは、また話は別になってしまうんですが、一時保護委託のところ、非常にこだわるようで恐縮なんですけど、先ほどの一時保護所の恒常的な定員オーバー、といったような問題もあろうかと思いますが、乳児院においても、一時保護委託というのが、年々増えてきております。これは何も東京だけではないんですが、増えてきているということに対しての、乳児院側の対応が十分できていないんじゃないか、という自責の念があります。というのは、限られたアセスメントをする人数でやっていますと、どうしても踏み込んだ形で通常の業務をこなしながら、なおかつ子供のアセスメント、一時保護委託のアセスメントを進めていくというのは、非常に困難だろうと思っていますので、ぜひそこで、人材的なバックアップも具体的にに入れていただいたほうがありがたい、というふうに思います。

それからもう1点は、一時保護という形で、医療機関の一時保護委託、それがなかなか医療機関の理解を得られていないんじゃないか、という気がしてなりません。まだ医療機関によっては、一時保護を断るケースもあります。乳児院には、病院から直接というのは、非常に実は多いわけですので、ここ1週間ぐらいでも、私の乳児院に硬膜下血

腫、眼底出血の事例、つまりSBS、Shaken Baby Syndromeですけれども、そのケースで3例あります。同時にはとてもアクセプトできない状況にありますので、こういった場合に、病院へ、かなり長期間委託できるような、生命予後のジャッジメントがきちんとできるまでは、医療機関にしばらくオブザベーションしてもらおうというのは必要だろう、というふうに思っています。どうしても医療機関——ここで医療機関の悪口言ってもしょうがないんですが——というのは早く出したがるという傾向が、どうしてもありますので、児相も非常に間に入って困難な対応をされているんだろうとは思いますが、ぜひそのところ、医療機関の理解を得られるようなことも、一方では必要じゃないかな、そういう段階に来てるんじゃないかな、というふうに思います。医療機関からそのまま乳児院に来た場合に、途中で一時保護が挟むと、必ずいろんな問題が出てまいります。このところはぜひ整備していただきたい、というふうに考えております。

それからもう1点、ちょっと長くなって恐縮なんですけど、人材育成の場合で、一番、恐らく困ってるのは乳児院だろうと思います。といいますのは、病児が増えてきているということで、看護師のニーズが非常に高まってきていますけれども、これはどの施設でも十分というところは1か所もないわけですね。募集をかけてもほとんどレスポンスがない、というのが現実でありますので、これは何としても最低基準に謳われているわけですので、ぜひ。それから、ますますこれから先、看護師のニーズというのは高まっていくだろうというのは、想定されますので、これは各施設の努力に任せておいても、これはもう限界をはるかに超えている段階に来てるんだろうというふうに理解しておりますので、ぜひこのところ、何か抜本的な対策を講じていただきたい、というのがお願いでございます。これもまた盛り込んでいただければ非常にありがたいと思います。

以上でございます。長くなりました。

○柏女副部長 ありがとうございます。とても貴重な、特に看護師の確保の問題というのは、本当に深刻なんだろう、というふうに思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょう。

では、木村委員、お願いします。

○木村委員 私、医療機関の人間なんですけれども、ちょっとあまり、直接そこにお答えする立場にないんですけれども。

私は(2)の「専門的な支援の充実」のところに関して、少し申し上げておきたいなと思っております。専門機能強化型養護施設で、非常勤医師の配置に効果がある、と言っているのが100パーセントと。これぐらい、やはり必要なんだろうな、というふうには思うんですね。提言のところで「専門的な養育機能を強化」というふうになっているんですけれども、できればもう少し積極的に、すべての児童養護施設、乳児院において、精神科医が関与する、それぐらいのことを積極的に言っていただきたい、というふうに思っております。

といいますのは、児童精神科医が望ましいんだとは思いますが、そこはなかなか難しい、実際に人数も少ないですので、それは仕方がないとして、子供を専門としていない精神科医でも、私、現状では十分だと。十分といいますか、でもいいと思うんですね。といいますのは、精神疾患を持っている方たちの生育歴を見てみますと、非常に不幸な生育歴の方が非常に多い。それが原因で精神疾患になってるかどうかは分かりませんが、多いんですよ。そういうことを考えますと、必ずしも無関係ではないわけです。それに、実務的な話でいきますと、親が精神疾患を持っていたりすることが、非常に多いですよ、実際。そこに苦慮するというのも当然ありますので、やはり精神科医がしっかりと関わるということ、積極的にすべきではないかと思うんです。

それと、もう一方で、精神科医の立場で言いますと、非常に認識が薄いんですよ、正直言います。あまりそこら辺のことを、言われれば「そうかな」というふうに思うと思うんですけれども、皆あまりよく考えていないところというのがあります。

実は先日、6月に日本精神神経学会があったんですけども、そこではテーマを見ると、虐待テーマとかはほとんどないですよ。ところが珍しくシンポジウムでありまして、そこには全く児童精神科医ではなく、大人だけを見ている精神科医なんかも、シンポジストとして参加してきて、やはりそういう認識を持たないといけない、という話も出てきてるわけです。

ですので、やはり出会いの場と言っても変なんですけれども、働きかけていくことによって、精神科医自身がそこら辺を理解していく。非常に身近な問題なんだというふうに分かると思うんです。そういうことをしていくことによって、医療機関との連携というのは、より積極的にやっていく、ということをするべきではないかと思っております。

それは全然無理なことではなくて、例えば、地域には必ず医師会があります。あるいは、どこにもあるかどうかは分かりませんが、23区であれば精神科医会もありますし、日本精神病院協会もありますし、日本精神科診療所協会もありますので、必ずそういうところとは関連しますし、病院にもクリニック等にも関わるわけですから、やはりもっと「専門的な養育機能を強化」というだけではなくて、もうちょっと、精神科医をすべて置くぐらいのことを言っていたきたいなというのが、私から申し上げたいことです。

○柏女副部長 ありがとうございます。

専門機能強化型施設というのは、児童養護施設の、今、何割ぐらいになってるんですか。6割ぐらいでしたっけ。

○栗原育成支援課長 対象施設53施設になるんですが、そのうちの39ですので、8割欠けてます。

○柏女副部長 専門的な強化型だと、何らかの形で児童精神科医、精神科医が確保されてる、ということですよ。

○栗原育成支援課長 基本は、そうです。

○柏女副部長 そうですね。ということは、全施設配置という話になると、あと2割ということですよ。その2割のところに配置ができればということになるわけですが。

○栗原育成支援課長 そうですね。今は都立施設が対象外なので、東京都の子供たちが入っている施設は、全部で63なんですけども、他県で一部委託があるのは、それを除くと59施設になりますから、59施設全部にこの専門機能を配置したいし、乳児院10施設についても配置をしたいというのが、今後の点になります。

○柏女副部長 そういう意味では、今の木村委員のおっしゃったことは、いわば都の政策の視野の中に入ってる、ということですか。

○栗原育成支援課長 はい。そういうことになります。

○柏女副部長 ということで、よろしいでしょうか。ぜひ、その方々のまた研修等々についても、木村委員のお力をお借りすることもあるんじゃないかと思えます。よろしくお願ひします。

ごめんなさい、今田委員、お願ひします。

○今田委員 今の返事いただいたので、だいたい納得できたんですけど、木村委員おっしゃるように、入所のバックグラウンドにあるのは、親の精神疾患というのは、非常に年々増えているんですね。いわゆる施設のスタッフからすると、関わりの難しい親御さんが増えているという形で、どうしても専門的なスーパーバイズ、アドバイスをいただきたい、というのがあるんですが、どうしても、委員おっしゃるように、必ずしも小児精神科医でなくても、我々はいいと思っています。というのは、ニーズとしては、むしろ子供自身の、心理司もおりますし精神小児科医もおりますので、いろんな形で関わりはできるんですが、対親御さん、保護者となると、これは全く我々としては門外漢。どう対応していいかというのが、腫れ物に触るような形で、結局はコミュニケートできていない、ということが多くなっていますので、ぜひ精神科の先生方のご協力をいただいて、そういう実情であるというところを、十分ご理解いただいた上で、精神科の先生にそこに介入していただくというのは、非常に良い方法であると。

それからもう1点は、精神科医が入っていただけるメリットとしては、やはりスタッフのバーンアウトを防ぐという意味では、非常に大きいんだろーと思います。かなり心に傷を負うケースが多いんで、それが離職につながっているという事実は大きいんですね。かなり罵倒されたりとか、そういうのは日常的にございますし、暴力の恐怖も常に感じながら養育していかなくちゃいけない、という部分もありますので、そういう形で、どう対応していいかというのは、非常に難しい面があるし、我々も十分アドバイスができない、ということもありますので、ぜひお願ひできればと思います。

どうもありがとうございます。

○柏女副部長 ありがとうございます。

では、大竹委員、お願ひします。

○大竹委員 今の議論の中でもそうなのですが、子供にとっても親にとっても、そして職員にとってもというところで行くと、児童精神科医、精神科医というような人たちの活用というのも重要だと思うんですが、我々、精神保健福祉士というような、養成に携わって行く中で、やはりこういう今、社会的養護の中にも、精神保健福祉士というような人たちの配置ということで、医者とのつながりとか、そういうようなことも重要な役割が担えるのではないかな、というような気がしています。ですから、すべての自立援助ホームに「ジョブ・トレーナーの配置」なんて書いてありますように、こういった意味では精神保健福祉士というような人たちも、我々、社会的養護の中にこれまであまり名前が、精神保健福祉士という名称が出されてこなかったんですが、これだけ精神的な問題を抱えているということであれば、この国家資格でもある精神保健福祉士の活用というもの、どこかに文言として入れていただくといいのではないかな、というふうに思っています。

○柏女副部長 前回の施設に対する実態調査、あのときは、有資格者の資格のあれまで調査してましたっけ、してないんでしたっけ。分かれば、それがエビデンスになるかな、と思ったんですけど。

○栗原育成支援課長 構成のところですか。

○柏女副部長 ええ、そうです。

○栗原育成支援課長 構成のところまでは、ちょっと。ただ、専門機能強化については精神科医等、それと治療担当職員ということになっております。この治療担当職員は、必ずしも臨床心理士ではないといけないというわけではなくて、例えば現実にPTとか、そういったところを入れている施設もございますので、精神保健福祉士ということは、選択肢として当然あるのかなというふうには考えております。

○柏女副部長 分かりました。

ほかはどうでしょう。

では、青葉委員、お願いします。

○青葉委員 2つほど追加みたいな感じなのですが、「ファミリーホームの設置促進」というふうを書いてありまして、実はファミリーホームは増えてないということは、私たちも理解しております。普通の家庭にとって6人というのは、あまりにもきついと思われます。以前は4人でファミリーとして成立していました。23区だと、4人ぐらいだと、部屋の数からいっても可能かなという思いもありますので、ここで定数論議はなじまないんでしょうけれども、ファミリーホームの簡易型みたいな、そういうものを新しく何か想定するような、どこかで考えていただければという思いがあります。自分の生活経験からも、6人は多いな、というのが正直なところですよ。

それからもう一つ、ここで隠れてる問題で、子供の範囲なんですけれども、いつも社会的養護となると、特別養子の子供は、社会的養護の対象かという、そういう議論が、私のほうでしこなってます、委員の方々の意見も伺いたい、という思いがあります。

というのは、私のほうの職域といたしますか、領域の中で、特別養子の子供たちとか、それからお母さん方とか、結構付き合いがありまして、抱えてる問題は、養子縁組も養育里親も、ほとんど同じ場面が多いんですね。上手にいったる場合もあるんです。どこが窓口になるのかということ、一般子育て相談とはちょっと違うな、というイメージがあります。

それから最近、特異な例として、出産を控えた母親が「縁組を希望したいんだけど」というような相談も漏れ聞いております。そうなったときに、この種の相談というか対応は、東京都でいうとどこが受け持っているのかなということ、ちょっとお伺いできればと思います。

○柏女副部長 いかがでしょう。

一つは、養子縁組斡旋の部署になるんじゃないかと思いますが。

実は、子供・子育て会議でこの話題が出ておりまして、望まない妊娠・出産の問題から特別養子の問題、この問題について、どう、子供・子育て支援計画、東京都の計画に盛り込んでいくのかという点で、いわば宿題というか、意見が出ておりまして。ここでその議論をしないのかという意見が、実は前回出たんですね。それもこの中では視野に入ってるという形で、確かお答えしたように記憶をされていて。そうすると、今の意見というのは、しっかりとこの中にも、どこかで書き込んでおかなければいけないのかな、というふうに思ったんですけども、そこは事務局のほうで、いかがでしょうか。

○栗原育成支援課長 今回の制度といたしましては、特別養子縁組と、縁組をしない里親ということで、入口は違うんですけども、特別養子縁組についても、成立するまでは概ね6か月間ですけども、その間については、当然ながら、その支援をしておりますし、そもそも最初の段階から研修を受けていただいて、家庭訪問して登録というところが、もう、縁組するかしないかにかかわらず、その仕組みについては、同じでございますので、そういう意味の中で、里親支援であるかということを考えていくのかな、というふうに思っておりました。

それから、出産前については、当然ながら、出産前であっても、生まれたばかりのお子さんのことであつたとしても、それは児童相談所のほうで相談を受けて、適切な対応をしているかと思えます。

○柏女副部長 あともう1点。いわゆる民間の養子縁組斡旋の事業者の場合は、そこには載らないという話になるんで、つまり里親委託はしないで、そのまま試験養育期間に入るという形にもなりますので、そのところで縁組斡旋の事業について、どう基準等を策定をしていくのか、というテーマが、一つはあるということだと思います。

では、ここで議論をしていくには、今までの中でその点あまり出てこなかったということもあつて、どこまでこれに書き込めるかはちょっと分かりませんが、こういうご指摘があつたということですが、子供・子育て会議でも、それは出ておりますので。後から申し上げようと思いましたが、次回、子供・子育て会議で、この社会的養護

の問題を議論する、ということになっておりますので、ここで今日行われた、提出された資料、あるいはこれまでの意見のまとめなどは、子供・子育て会議の場にこのまま出していただいて、そして向こうでご意見をまたいただいた上で、こちらに持ち帰って、こちらの提言に生かしていくという流れになります。その提言の中身を、今度は最終的には、来年の3月までに策定される東京都の子供・子育て支援事業計画の中に盛り込んでいくと。こんな流れになっておりますので、今の問題についても、恐らく次回、子供・子育て会議のほうでは話題になるんだろう、というふうには思いますので、こちらでそれを受けて、また次回以降に少し議論しなきゃいけないというところはありますので、事務局のほうでも、どういう方針で臨むのかということについては、一定程度、部内でご議論をお願いしたいというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

では、横堀委員、お願いします。

○横堀委員 今のことにも関連したことも含め、2点ほど申し上げたいと思います。

養子縁組の支援者支援ですけれども、養子縁組希望里親さんで、東京都で登録されてる方については、里親支援機関事業の中でも支援を既に提供しているかと思うんですが、やはりそれと離れて養子縁組した後の支援というところが、本当に手がけていないというのは、そういう状況があるのかなというふうに、制度上、思います。ですので、やはり養子縁組の方も、中途養育であることには変わりがないので、いろんな支援を重ねて必要としている方たちですので、そこは児童福祉の領域からも手が離れてしょうがないのだ、というスタンスではなくて、強く意識をしながら支援を届けていくスタンスで、里親支援とも連動しながら提供していくことが重要なのではないかなというふうに強く思っています。それが1点です。

2点目は、前回の専門部会で論点整理のご報告をいただいたものだと思いますので、すいません、私、欠席したものですから、ちょっとそこにも関係する意見になってしまうかもしれませんが、今回も人材の確保と育成という、それから定着支援ということで出てきていますので、それに絡めまして、里親支援に携わる方の支援者支援ということを、今日はちょっと一つ出しておきたいと思います。

私、先ほど話題に出ました、東京都のほうで4つの民間機関に委託してくださっている里親支援機関事業の、一つの機関の家庭訪問事業のスーパーバイザーをさせていただいているんですけれども、施設職員が皆で子供たちを見ていこう、というのと違っていて、一つ一つの家庭にお一人お一人が訪問するという緊張感はなかなかのものがあって、そこで見立ててきた情報を、児童相談所にも、どう報告をして、また、うまくいっているなら、うまくいっているなりにつないで訪問をやっていきますけれども、ちょっとやっぱり心配だな、というケースの見立てを、このままこれでいいのかというようなところの判断で、一人一人の里親委託等推進員の方たちが緊張感を持ってそれぞれ確かな専門性を持ってやっているな、というふうに思っています。

ただ、私はその一つの委託機関の、受託機関のスーパーバイザーをさせていただいてますけれども、その他の機関に必ずしもスーパーバイザーがいるわけではなく、また支援機関事業の範疇の予算でそれは出るものではないのですね。ですから、そういう意味で、つい先日などは、私が関係してきた機関ではないところの推進員も合同で、グループスーパービジョンをやってほしいというふうに言われまして、「じゃあ、一回やってみましょうか」ということでやったら、大変良い場が一つ、その代わり、ちょっと長時間になりましたけどもあって、やはり支援を本腰入れてやっていく中での人材育成と専門性の担保、そして後方支援ということが、施設の場で受託している機関もあるんですけれども、とても必要だなというふうに思いました。

もう一つは、これからまた東京都のほうでは調整していただけると思うんですけれども、里親支援機関事業を2009年から始められた後に、里親支援専門相談員が12年から配置されて、都はやはり規模も大きいので、どういうふうに業務を、また再整理しながら、それだけの人材や予算を生かしていくのかということが、ちょっとほかの自治体にはない、また独特の難しさもあるのかな、というふうに思っていました。それをやはり、現場でなさっている方の意見を汲み上げつつ、また再整理に向かっただけでなく、まさに家庭への養育支援につながるのではないかな、というふうに思いますので、何かお願いのような意見になりましたけれども、以上でございます。

○柏女副部長 ありがとうございます。

そういう意味では、先ほど武藤委員が、ちょっと過激だと言った里親支援制度の再構築というのは、まさにそういう点ですよね。里親支援機関事業のバックアップということも大事だし、それから、それが始まってから里親支援専門相談員ができてきて、この役割分担が十分だ、不十分だとか。そういう意味では、里親さんをどうやって支援していくか、という支援のネットを組み直さなきゃいけない、ということになるということになる、ということだというふうに、今お話を伺いながら思いました。そういう意味では、一つ(1)の「生活環境の保障」といったところと(2)のところに合わせて、そういう視点、里親支援の制度を再構築といったような視点も、出していいのかなということ、今、思って感じました。

だいたい時間になりつつあるのですけれども、まだございますでしょうか。

私からなんですけれども、テーマを考えて、ということでありまして、今お話を伺っていて、今のテーマの案だと、インパクトがないんじゃないかというご意見で、確かに新しい今回のできる計画、提言というのは、いわば家庭的養護を推進していくための各施設の計画を踏まえた画期的なものになる、ということだというふうに思いますので、こんな案を考えていました。一つの案として、これを押しつけるつもりはありませんので、考えていただければと思うんですけれども、テーマを「社会的養護の新たな展開に向けて」と、武藤委員のおっしゃったことをそのままやって、そして副題が「家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援」という感じでどうかと。家庭的養護と地域化とい

うのは、まさに子供たちの生活の場、いわゆるクオリティを上げていくというところですし、それから切れ目のない支援のところは自立支援、それから家庭復帰、つまり施設と家庭、里親と家庭をどうつなぐかという、そこに切れ目がある。その切れ目をないようにしていく。それから、施設から社会に出ていく、里親を委託解除されて社会へ出ていくところの切れ目をないようにしていく。あるいは、先ほど今田委員がおっしゃった一時保護ですね。一時保護というのも、まさに家庭と施設や里親との間であって、ここに一時保護というものが入るわけですけど、ここが切れないようにしていくという意味では、切れ目のない支援というのが、一つ、このテーマになり得るのかなというふうに思いました。

実は、なぜそれに飛びついたかといいますと、子供・子育て会議で行われている計画の議論の重要な視点の一つに、この切れ目のない支援ということが入っておりますので、それも社会的養護の分野でも引き継ぎながらやっていくという点がいいのかな、というふうに思いました。ちょっと、そんな提案をさせていただきました。こだわるといって、それでなきゃいけないというつもりは、ごり押しをするつもりは毛頭ございませんので、ご検討の一端に加えていただければと思います。

そのほかには何か、よろしいでしょうか。

それでは、意見もだいたい出たようですので、この後、本日いただいた意見も踏まえて、事務局のほうで文章化をしていただいて、全文を委員に提示をしていただきたいというふうに思います。

なお、先ほど申し上げましたように、この議論は東京都の子供・子育て会議のほうでも議論がなされることになっておりまして、次回は9月9日に子供・子育て会議で今の社会的養護、それから障害等々、いわゆる特別な配慮を必要とする子供たちや子育て家庭への支援ということが一つテーマになっておりまして、そこで議論がなされることとなります。今のところ、今日出されましたペーパーですが、特に資料の3と、この後、報告していただきます資料の4、これらについて9月9日に、こんな視点で考えているということを出していただいた上で、ご意見を頂戴することになります。その後、開催される第8回の専門部会、この部会において、子供・子育て会議で出された意見を集約していただいたものを、事務局のほうから報告をしていただき、そして、それらも参考にしながら、先ほどのあった報告書の全文について、素案について意見交換をすると、こんな流れにしたいというふうに考えておりますので、ご了承をいただきたいというふうに思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の議事の(2)「都道府県推進計画について」です。まず、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○栗原育成支援課長 それでは、資料4をご覧ください。「都道府県推進計画について」でございます。

児童養護施設、乳児院から、それぞれ家庭的養護推進計画、各施設からご提出いただき、



○今田委員 少しピントがずれてると思いますけれども、それをちよつとご承知の上、聞いていただきたいという気がするんですが。

この「都道府県推進計画」の中に、一つ、我々として身近なものなんだけども、欠けていると思われるものが、実は胎児虐待というか、いわゆる出生前からのものが少し欠けているのではないかなと思うんですね。大阪の発表の中にあります、経年的にずっと、大阪府の委託事業として、産科医会だと思えますが、そこでずっと、いわゆる飛び込み出産についての詳細な経年変化を見て、それをまた行政的なものにフィードバックするという形でやっけていまして、非常に良いデータが出ているペーパーを見せていただいたんですが、ぜひ東京都も、いろんな諸問題の根源は、恐らく妊娠中に、あるいは妊娠前にあろうかというふうに思いますので、把握が非常に困難だとは思いますが、ぜひそのところに、何か視点を加えていただければ、これもかなりつながっていくのではないかなと。先程来、切れ目のない支援というのは、恐らくは母子保健ということから考えれば、何も妊娠してからそれが対象になるわけではありませんので、いわゆる母になる前からの対象ということから考えると、ぜひそのところの視点も加えていただくと非常にありがたいな、という気がいたします。

以上でございます。

○柏女副部長 ありがとうございます。

恐らく、実は前回、子供・子育て会議で、7月から始まったのは、電話相談、何ていうのでしたっけ。

○木村家庭支援課長 妊娠相談ホットラインです。

○柏女副部長 その妊娠相談ホットラインが、7月1日から、東京都で新たに始めて、それについての意見がかなり出ていたわけですけど、まさに社会的養護の問題とつながる、切れ目のところをうまく埋めていこうというもので、期待は大きいのですが、今後もっと充実してほしい、というような意見が出ていました。

子供・子育て支援事業計画のほうに移るときには、この社会的養護と、今の望まない妊娠、飛び込み出産の問題は、恐らく計画的にはつながっていくんだろうと思います。ここでの議論は、そこについては、入れていく形にしますか、提言の中に。先ほど言った特別養子縁組を含めてですけども。

○栗原育成支援課長 特別養子縁組のところは、いわば社会的養護の範疇の部分でもあるのかなという、もちろん、これもそうなんですけども、飛び込み出産なんかもそうなんですけど、ある程度、当初のときには、今回のテーマについては、どこからどこを対象にするかという中では、基本的には、これまでの予防とか早期発見のところは、前回の児福審のテーマでご議論いただいた。今回はその後の、いわば措置入所のところからの部分を中心になってくるというお話のところもございましたので、基本的にはそうしたところで範疇にしたいと思っておりますので、ちよつと飛び込み出産のところは、できれば、議論もそれほどなかった、というふうに思っておりますので、今回の提言の中から

は、直接的な記載は難しいのかなというふうに思っているところでございます。

○柏女副部長 よろしいでしょうか。

○今田委員 はい。承知しました。

○柏女副部長 ただ、今のご意見は子供・子育て会議のほうでも出ておりますので、ぜひ今田委員の意見も生かしていけるような、報告というか計画の中には生かしていけるようにしていきたい、というふうに思っております。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 1点は、先ほどとちょっと重複するんですけども、2番の家庭的養護推進計画をしっかりと実施するというところで、条件・課題について出てることに関して、実現するために、右側の課題の2番目のところに「小規模ユニット化推進を妨げる要因を排除することが必要である」ということで、生活単位の小規模化により一人勤務が多く、職員の心身ともに疲労感に対応すべく方策や人材確保も困難な現場を支援する具体策を先ほどの提言の中に盛り込んでいただきたい、というのが1点になります。

それから2点目は、「法人型ファミリーホームの開設について」ということなんですけども、児童部会で資料をつくと、地域小規模児童養護施設、グループホームでやると、運営費に関して約2,100万ぐらいですか、ということで試算をして、ファミリーホームでやると1,100万ぐらいしか出ないということで、1,000万の開きがあるんですね。埼玉県で地域小規模児童養護施設をファミリーホームに切り替えた、というようなどころがあるんですけども、結局、運営費が少なくなってきて、給与も大幅にダウンしなきゃいけない、というような実態ということも報告をされております。でするので、里親型じゃなくて、法人型でファミリーホームを開設して実施するにあたっては、相当ハードルが高いということになると思いますので、国への申し入れ等々も都としてされている、という報告も受けているんですけども、地域小規模児童養護施設等々やってるところと、そんなに遜色ないようにしないといけないと思います。目標はこうやって11施設や、2ホーム設置するのも17施設ということで、今、目標として開設計画が出されていますけども、これを実現するためには、相当ハードルが高いと思いますので、東京都として国に申し入れをするということと同時に、場合によっては東京都独自の法人型ファミリーホームの運営、設置のあり方についての検討ということをしなないと、ここまで計画は立てたけども、実際できない、ということになってしまうんじゃないかな、と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと同時に、この法人型ファミリーホームというものを、家庭養護に位置づけるのか、家庭的養護に位置づけるのか、ということについては、上の状況から見ると、ファミリーホームというのは、家庭養護ということなんですけども、法人型や施設がやるファミリーホームということになれば、どちらかという和家庭養護に位置づけをして、そういう方向がいいんじゃないかなと、私は個人的にはそう思ってしまうんですけども、

その位置づけを、国の位置づけと、東京都の位置づけをどうするのか、という切り分けの問題が出てくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討の素材にさせていただきたいなと思ってます。

それからもう一つ、この左側の「推進計画の供給量の目標設定について」ということで、目標設定はこういうことでいいと思うんですが、これも今回の検討の部会の中で言わせていただいたんですけども、大都市東京で、潜在的な養護ニーズというのがどこまであるのか、というところを、ある程度検討していく必要があるんじゃないかな、と思ってます。要支援家庭、要支援児童の、要保護に近いケースというんですか、そういうところは、非常に現場的には多くなってきているような気がしますので、大都市東京における養護ニーズの潜在的な需要というんですかね、そういうところの推計は、国のほうで推計の事業量の算出方法については出てはいるんですけども、もう少しそういうところの、あと5年後どうなるのかということも含めて、少ししっかり見積もっていかないといけないんじゃないかな、ということも思ってます。この中に入れるのかどうかは別として、1点、ちょっと、都道府県推進計画を立てるにあたって、しっかり位置づけをしないと、立てたはいいんですけども、実際立てた計画では社会的養護の供給体制が追いつかないということになってしまうような気がしますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、一番下の「目標達成に向け取り組むべきこと」ということの3番目のところに、「施設の機能強化」というところがありますけども、私の二葉学園なんかもそうなんですけども、地域分散化して、グループホーム化して、小規模化すればするほど、そこに当てはまらない、そこではなかなか支援が難しい子供たちも、一方にはどうしても出てきてしまいます。二葉学園、去年改築をして、本園体制を、6人の居室を今度8人にして、それから担当者を3人から5人にしたんですね。なかなか地域で難しい子供たちというのは、本園で、職員集団でチームで抱えないと、なかなか小規模化だけではやりきれないという子供たちも出てきております。ですから、この小規模化や里親化が進めば進むほど、専門的な治療的なケアができる、ややもすると、集団でしっかり、職員集団でチームで見る、というような本園体制も、機能強化というんですかね、それをやりながら地域分散化や里親や、それから里親支援などを含めて、そういう図柄を描いていかないと、多分5年後に見直しをしようとしたときに、そこら辺りの課題が出てくるような気がします。特に大都市東京なので、そういう小規模化や里親化で難しい子供たちを、どこでどうやって見るのかということも盛り込むべきだと思います。文言的にどういう整理をしたらいいのかとかあるんですけども、ぜひそんなことも少し、この専門機能強化という部分の中に入れ込みながらやっていかないと、現実の子供たちの支援ニーズとミスマッチが生じてしまう、という可能性もあると思いますので、そのことを指摘させていただきました。

以上です。

○柏女副部長 本当にとっても大切なご指摘だな、というふうに思いながら伺わせていただきました。「施設の機能強化」というときに、本園のチーム体制を強化していくということが、とても大事だということ、本当に私も感じています。

あと、ファミリーホームのあり方についても、国のほうでまだ議論はされてるんですよ。このままで恐らくずっといくという形では、ないだろうと思いますし、東京都の独自の都加算というようなことも考える必要もあるでしょうけれども、それと同時に、国のほうもファミリーホームのあり方については、また検討しながら改善を図っていくというところになるでしょうから、それらも両にらみしながら、国の動向もにらみながら、という形になっていくのではないかというふうに思います。

そうして課題を上げていくと、やはり国のほうでも、制度がまたより良い方向に向かって行くというふうに思いますので、実践から得られた知見を、どんどん都のほうにも、それから国のほうにも上げていくということで改善が進んでいくというふうに、そういう循環をルーチン化させていけるようにしたい、というふうに思っています。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、横堀さん、よろしく申し上げます。

○横堀委員 2点ほど申し上げたいと思います。

今、武藤委員のほうから、潜在的な社会的養護ニーズということでお話が出たことに絡めてなんですけれども、先ほどの資料3の最後のところで、「地域におけるショートステイの一層の活用」ということで、一時保護に絡めた提言内容というのが出ていたのですが、地域におけるショートステイでも、この要支援家庭、要支援児童、あるいは本当に要保護なのかというふうに検討するのは、かなりのケースに対応して実際があるように聞かことがあります。なので、この「活用」ということと同時に、地域におけるショートステイも、やはり少し充実とか強化ということが進むことが大事なのではないかなというふうに、ちょっと関連して思いましたので、お伝えをしたいと思います。

もう一つは質問なんですけれども、今、法人型ファミリーホームの設置、開設は相当ハードルが高いということで武藤委員からお聞きしたところなんです、各施設の家庭的養護推進計画の中で開設計画、そして「開設に向けて必要な条件として」という最後のところに、人員配置として、「主たる養育者常勤1名と補助者2名等」というふうに書いてありまして、「最低でもここはクリアしないと、というところが難しいんだよね」というふうに読ませていただきました。国の要件規定の明確化、24年度4月1日施行のものを見ますと、言葉としては、先に家庭型を目指すという概念からは、夫婦である2名の養育者プラス補助者1名以上という、更にハードルが高い条件なのだろう、とはお察ししますけれども、これが出てきて、又はそれが無理な場合には、夫婦型はあきらめて養育者1名が住み込みで、そして補助者2名以上というふうに、ここは2番目に出てくるものですから、施設の皆さんの感覚とすると、せめてこの常勤1名、住み込みと補助者2名を確保することも、やっぱり難しいんだよねということで、ここに最後にそれ

だけが書いてあるのかなというふうに、ちょっとふわっと疑問に思いましたので、一件、確認させていただければありがたいと思います。

- 柏女副部長 今の後者のほうについて、いかがでしょう。
- 栗原育成支援課長 各施設の家庭的養護推進計画の中に、このファミリーホームの開設計画が掲載されております。その中で必要な条件ということで、人員配置については、これは現状の人員配置が6名入ったとした場合、措置費相当でグループホーム等を見ると、主たる養育者（常勤）1名と補助者2名分しか人件費が入ってこないけども、これだとグループホームの場合は逆に言うと、常勤2に非常勤1というところの、この差があるというところを、ちょっと表現したかったので、「こういう体制だったらできる」と言ってるわけではなくて、「こういう体制なので、ここの部分をもう少し経営上の課題として解決をしてほしい」というような意見でございました。すみません。
- 柏女副部長 決して夫婦である養育者に補助者が1名というスタイルを、法人型ファミリーホームでは難しいというふうに考えているわけではないということですね。
- 栗原育成支援課長 そうですね。そういうケースも考えているような施設もあるというふうには聞いております。
- 柏女副部長 夫婦でやれる人を新規採用しようとかいような話も聞いておりますので、そういうことだというふうに思います。
- 横堀委員 ありがとうございます。
- 柏女副部長 ほかはよろしいでしょうか。  
すみません、私のほうから1点なんですけれども、資料の4は、いわば数字部分が中心になっておりますけど、計画の中では、例えば権利擁護の問題ですとか、あるいは専門機能強化とか自立支援とか、それらについてどういうふうに今後考えていくのかという項目もあったんですけども、それらについては今日はまだ間に合っていないということかもしれませんけども、今後、出していただける形になるのでしょうか。
- 栗原育成支援課長 それらにつきましても、各施設からいただいておりますので、そこはまとめてお示しさせていただきたいと思っております。
- 柏女副部長 分かりました。では、次回辺りにでも。あるいは次回の前の提言の文章を送っていただくようなときでも結構ですし、いずれかのときに送っていただければ、というふうに思いますが。
- 栗原育成支援課長 できるだけ早く、そのタイミングで、どちらかのタイミングでお送りできるようにいたします。
- 柏女副部長 分かりました。重要なエビデンスになるんじゃないかと思っておりますので、できれば計画というか提言の中にも、そうした意見なども盛り込みながら提言をまとめていただきたいな、というふうに思いましたので、要望させていただきました。  
それでは、今日出されました意見を参考にさせていただいて、計画作成を進めていただきたいというふうに思います。

今日の審議は、以上になりますけど、委員のほうから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから、今後の予定についてお願いいたします。

- 栗原育成支援課長 次回、第8回の専門部会につきましては、現在、調整をお願いしているところでございますが、9月9日に子供・子育て会議がございますので、それ以降、9月の中旬の開催を予定しております。決定次第、ご連絡させていただきます。

また、本日は提言案の概要をもとにご審議いただきましたので、本日いただいたご意見、ご指摘を踏まえて、柏女副部長からもお話ございましたが、文章化したものを、8月中には各委員の皆様にもメール等でお送りをして、ご覧いただいた上で、9月の部会に、またそれをご意見頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくごお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

- 柏女副部長 ありがとうございます。

それでは、今日の第7回専門部会、これで終了とさせていただきたいと思っております。遅い時間まで本当にありがとうございました。

閉 会

午後8時56分